

## 香芝市監査委員告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年12月28日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

### 第3 監査の対象

市民環境部 産業振興局 商工観光課

### 第4 監査の実施期間

令和5年10月30日から令和5年11月27日まで

### 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

#### 1 要望事項

- (1) 商工観光課においては、その所掌事務により香芝市シルバー人材センター運営補助金を支出する所管であることから、令和5年12月28日付け香監委第79号により発した要望事項に則り、報酬等の支出における香芝市との乖離の是正に努められ、財

政的援助を実施する立場を明確にした中で当該補助金の金額の算定を精査し再検討するなど、その適性を担保されたい。

(2) 昨今の特殊詐欺等の増加により消費者行政の役割がさらに増大する状況を鑑み、若年層及び高齢者を保護するため、消費生活相談等の施策をより一層充実させられたい。